

## 第3章

# 基本方針

- 基本理念及び基本目標
- 本県が目指す農林業・農山村の姿

### 新ながさき農林業・農山村活性化計画を 策定する上での視点

1. 品目別・地域別に、規模拡大や多収化、高単価化、低コスト化により農業所得の向上を目指す「産地計画」の達成に向けて、農業関係団体等と一体となって取組んできた結果、近年、全国の農業産出額が減少する中、本県は増加傾向にあるが、これまで以上に国際化や他県との競争は激しくなり、更にもう一步、取組を進める必要がある。
2. 稼ぐ力の基盤である、品目別対策を再構築し、品目ごとに、「農業所得＝面積×単収×単価－コスト」の考え方をしっかり取組んでいく。
3. これまで伸びてきたところは更に伸ばしていくとともに、他県等トップ産地の取組をしっかりと分析し、本県でも取り入れることが出来る部分については積極的に取入れていくことで、全国トップクラスの産地を目指していく。
4. 農家戸数が減少する中、産地と一体となって新規就農者を確保していく仕組みづくりを強化していく。
5. 家族経営を基本としながら、後継者の就農意欲を高めるように、また、次の世代に経営を継承できるよう、所得600万円以上を目指す先導的農業者の更なる規模拡大を促し、雇用型農業や新規就業者の受入を目指す所得1,000万円以上規模の経営体の育成や集落営農等の組織化を進める。
6. 再生利用が困難な耕作放棄地については農地から除外していく一方で、農地中間管理事業と連動して、耕作放棄地を含む利用可能な農地を条件整備したうえで担い手に集積し、有効活用する。
7. 中山間地域等産地規模の拡大が難しい地域や担い手不在地域においては、集落等をサポートする機械利用組合など「多様な地域の担い手」の組織化、直売所を核とした少量多品目の産地化、6次産業化の規模拡大や観光分野等との連携による地域内流通の促進のためのネットワーク化やフードクラスターの構築など、中山間地域でも稼ぐ力をつけ、農家人口を増やし、農村に人が住み続けられるようにしていく。



基本  
理念

「生産・流通・販売対策」を軸とした  
しっかり稼ぐ仕組を構築し、  
農林業・農山村全体の所得向上を  
図ることで、人を呼び込み  
地域がにぎわう社会の実現を目指します。



基本  
目標

I 収益性の向上に向けた  
生産・流通・販売対策の強化

農林業を良質な「雇用の場」と  
するため、品目別戦略を再構築  
し、産出額の増大と低コスト化、  
差別化を進め、全国と比較し依  
然として低位に止まる農業所得  
の向上を図ります。

II 経営感覚に優れた  
次代の担い手の確保・育成

農林業の担い手の経営発展を促  
すとともに、更なる担い手の育成  
確保、生産基盤整備の加速化な  
ど、若者を地域に呼び込む流れ  
を作ります。

生産・販売・流通対策  
と担い手対策を組合  
せて、地域全体の所得を  
向上する取組を展開

III 地域の活力と  
魅力にあふれる農山村づくり

地域別に産地の面的拡大や、地域を支える多  
様な担い手の確保、農山村の資源を守る取組  
に加え、地域資源を生かした新たなコミュニ  
ティビジネスの展開による雇用の創出など、  
農林業・農山村全体の所得向上を図ります。



本県が目指す農林業・農山村の将来の姿

確保・育成すべき担い手

農家戸数並びに農業就業人口<sup>※1</sup>の減少が避けられない状況の中、経営耕地面積の約8割  
を認定農業者や認定新規農業者<sup>※2</sup>、集落営農組織<sup>※3</sup>などの『産業の担い手』が担う一方で、  
中山間地域等産地規模の拡大が難しい地域や担い手不在地域においては、集落等をサポー  
トする組織『地域の担い手』が各地域で拡大される農業構造を目指します。

- 農業所得

認定農業者の農業所得を、農地集積による規模拡大や、多収化、ブランド化、コスト低減等に取り組むことにより、全国が目指す規模と同等の600万円まで引き上げます。
- 産業の担い手

認定農業者数を維持するとともに、農家子弟はもとより県内外から広く意欲ある就農・就業希望者を確保することで『産業の担い手』を平成37年には7,595経営体（組織）を確保します。

(単位：経営体、ha)

|                    |          | 平成 27 年 | 平成 32 年 | 平成 37 年 |
|--------------------|----------|---------|---------|---------|
| 産業の担い手             | 経営体(組織)数 | 8,073   | 7,721   | 7,595   |
|                    | 経営耕地面積   | 20,600  | 25,500  | 30,400  |
| 認定農業者<br>(法人含む)    | 経営体数     | 5,900   | 6,050   | 6,300   |
|                    | 経営耕地面積   | 15,600  | 20,240  | 23,950  |
| 基本構想水準到達者          | 経営体数     | 500     | 200     | 0       |
|                    | 経営耕地面積   | 900     | 360     | 0       |
| 認定新規就農者            | 経営体数     | —       | 250     | 250     |
|                    | 経営耕地面積   | —       | 550     | 550     |
| 参入法人 <sup>※4</sup> | 経営体数     | —       | 10      | 20      |
|                    | 経営耕地面積   | —       | 50      | 100     |
| 今後育成すべき<br>農業者     | 経営体数     | 1,600   | 1,150   | 950     |
|                    | 経営耕地面積   | 2,300   | 2,000   | 2,050   |
| 集落営農組織             | 組織数      | 73      | 61      | 75      |
|                    | 経営耕地面積   | 1,800   | 2,300   | 3,750   |

※「今後育成すべき農業者」は、認定農業者や基本構想水準到達者、認定新規就農者以外で、新規就農者、産地計画の構成員、  
定年帰農者など、市町が地域農業の担い手として認めた農業者。

(単位：戸、人)

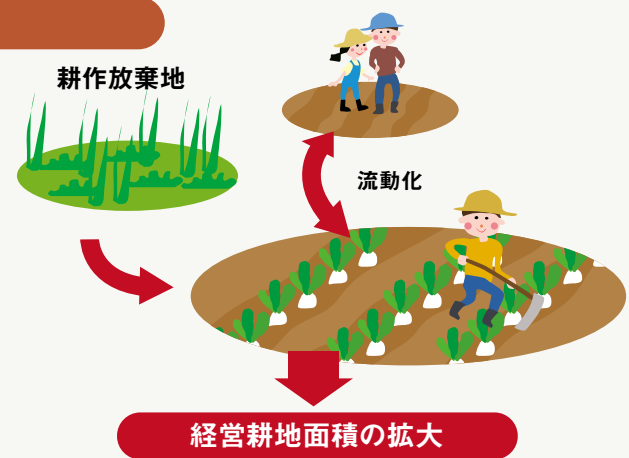
|           | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 平成 32 年 | 平成 37 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 販売農家戸数    | 24,887  | 22,200  | 18,100  | 15,600  |
| 販売農家の世帯員数 | 98,788  | 79,958  | 67,377  | 56,452  |

※ 施策効果により確保する販売農家戸数に、年代別の販売農家世帯員から推計。

※1 農業就業人口 自営農業のみに従事した者又は自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者。  
※2 認定新規農業者 農業経営基盤強化促進法に位置づけられた青年等就農計画制度に基づき、市町村から青年等就農計画が認定された新規就農者。  
※3 集落営農組織 集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同で行う営農活動組織。形態や取組内容は (1) 転作田の団地化 (2) 共同購入した機械の共同利用等、地域の実情に応じて多様。  
※4 参入法人 異業種から農業に参入した一般企業などの法人のこと。

経営耕地面積

農家戸数が減少する中、これら農地の流動化を進めることで県全体の経営耕地面積は維持しつつ、再生可能な耕作放棄地（5,345ha）の解消を図り、条件整備を行ったうえで有効活用することで、平成37年の経営耕地面積37,800haの確保を目指します。



(単位：ha)

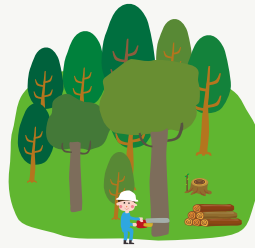
|                 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 平成 32 年 | 平成 37 年 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| 経営耕地面積(自給的農家含む) | 33,499  | 32,500  | 35,150  | 37,800  |
| 耕作放棄地面積         | 12,347  | 16,886  | 8,441   | 0       |

林業専業作業員数

森林の整備、木材生産に必要な林業専業作業員については、既存事業体の育成・強化や建設業等の新規参入などにより、平成37年には400人確保を目指します。

※作業員とは、年間180日以上林業施業に従事する者をいう。

|          | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 平成 32 年 | 平成 37 年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 林業専業作業員数 | 275     | 350     | 360     | 400     |



森林面積（民有林）

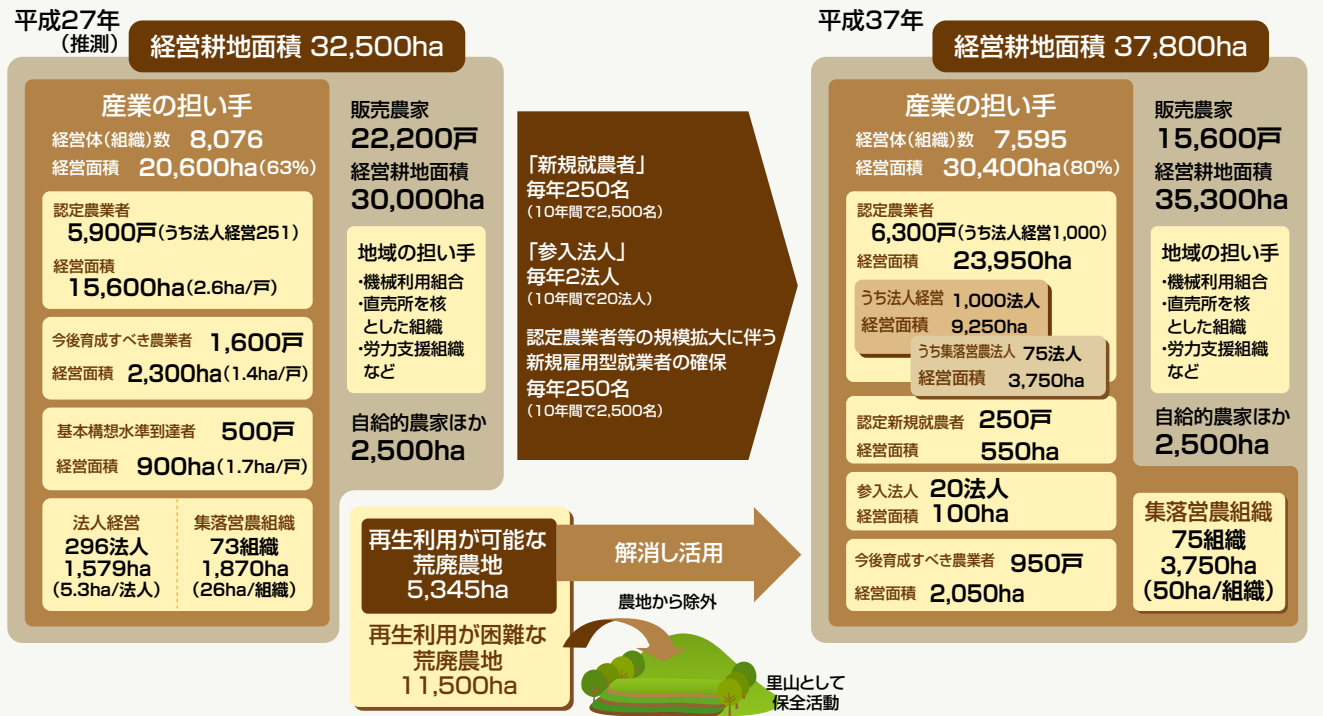
森林面積及び人工林面積については再造林等が図られることにより、現状維持が予想されます。今後、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮しながら木材生産を行う搬出間伐を中心に進めることにより、平成37年には資源を循環利用する森林、60,000haの確保を目指します。



(単位：ha)

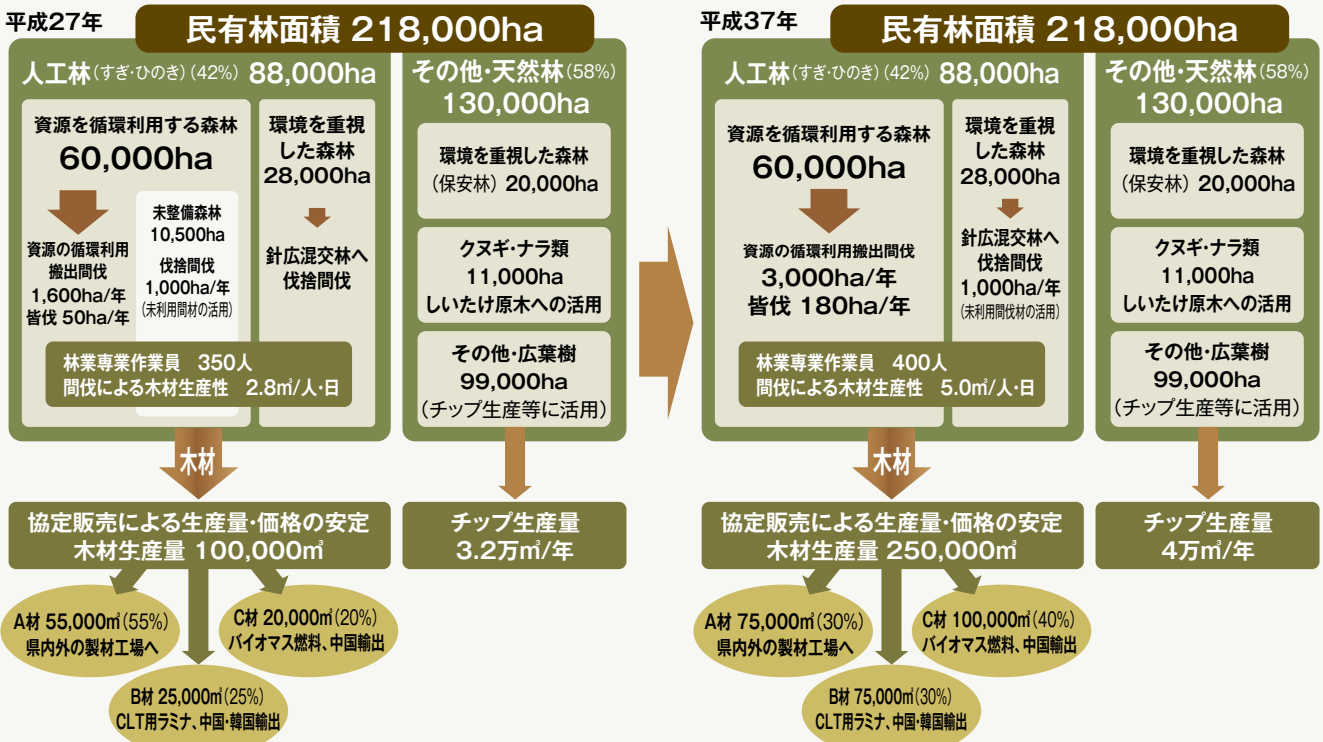
|               | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 平成 32 年 | 平成 37 年 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|
| 人工林面積(スギ、ヒノキ) | 88,393  | 88,271  | 88,271  | 88,271  |
| 整備された森林面積     | 39,400  | 49,500  | 60,000  | 60,000  |

農業構造の展望（平成37年）



○経営耕地面積の約8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの『産業の担い手』が担う一方で、中山間地域等において、一定、産地の規模拡大が難しい地域、担い手が不在の地域においては、集落等をサポートする組織『地域の担い手』が各地域で拡大される農業構造を目指します。

林業構造の展望（平成37年）



○資源を循環利用する森林からは搬出間伐を中心に木材生産を推進します。あわせて森林整備に必要な林業労働力の確保を目指します。